

海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱

令和2年8月4日
島根県告示第508号

(趣旨)

第1条 この告示は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下この条において「法」という。）第139条第1項の規定による海区漁業調整委員会の委員の推薦の求め及び募集並びに同条第2項に規定する推薦を受けた者及び募集に応募した者（以下「委員候補者」という。）の評価について、法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。第5条及び第6条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦又は募集の区分)

第2条 島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）の候補者の推薦を求め、又は委員になろうとする者の募集をする区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人からの推薦
- (2) 法人又は団体（定款、規約等を定めている団体に限る。）からの推薦
- (3) 個人の応募

(推薦を受ける者及び応募する者の資格)

第3条 委員として推薦を受ける者及び委員の募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、任命予定日において、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものでなければならない。

- (1) 漁業者委員又は漁業従事者委員 漁業法第百三十六条第一項の農林水産大臣が定める海区を定める件（令和2年農林水産省告示第1278号）に規定する島根海区若しくは隠岐海区に沿う市町村の区域内に住所若しくは事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）
- (2) 学識経験委員 資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者
- (3) 中立委員 海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

(推薦手続)

第4条 第2条第2号に規定する推薦を行うことのできる者は、当該法人又は団体の代表者若しくは管理人とする。

2 前項の規定にかかわらず、県議会又は県議会議員は、委員の推薦を行うことはできない。

第5条 委員を推薦しようとする者は、規則第44条各号に掲げる事項を記載した別に定める推薦申込書を知事に提出しなければならない。

(応募手続)

第6条 委員に応募しようとする者は、規則第44条第3号から第6号までに掲げる事項を記載した別に定める応募申込書を知事に提出しなければならない。

(周知の方法)

第7条 委員の募集に当たっては、次に掲げる方法により周知するものとする。

- (1) 県庁前及び隠岐合同庁舎前の掲示場への掲示
- (2) 県のホームページへの掲載
- (3) その他知事が必要と認める方法

(委員候補者の公表)

第8条 委員候補者に関する情報の公表は、県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(評価委員会)

第9条 委員候補者の委員としての識見等について評価を行うため、海区漁業調整委員会の委員に関する評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、知事が別に定める者をもって組織する。
- 3 評価委員会は、推薦申込書及び応募申込書に記載された事項並びに面接その他適当と認める方法によりその候補者を評価した上で、知事に報告するものとする。
- 4 評価委員会の庶務は、農林水産部水産課において処理する。
- 5 評価委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員の推薦の求め及び募集並びに委員候補者の評価に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第16条の規定により、この告示による委員の任命のために必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。